

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>現在施工中の新県庁舎議会棟前面に近接した位置において、身体障がい者用駐車場屋根、議会棟正面玄関へのアプローチ通路屋根及び行政棟へ接続する屋外通路屋根を建設するものである。新県庁舎完成に合わせて屋外通路等の建設を進めるには、新県庁舎議会棟建築工事と屋外通路等建設工事とを、それぞれ同一構内にて同時並行で施工しなければならないため、安全管理や工程調整に相当な困難を伴うこととなる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>屋外通路等建設工事の作業範囲は、議会棟建築工事の作業範囲と近接しており、それぞれの工事による重機作業や搬出入経路が交錯することとなるため、議会棟建築工事の施工者と異なる者による施工では現場内作業員の安全確保が困難であり、それぞれの工事の施工者と同一の施工者でなければ施工することができない。</p> <p>また、両工事間の調整を同一者が行うことにより、円滑かつ適切な工事進捗ができ、県庁舎整備事業の完成時期に合わせた工期設定ができる。</p> <p>さらには、議会棟建築工事の請負者による施工とした場合、屋外通路等建設工事の工事費積算において議会棟建築工事の諸経費率を適用するため、諸経費を抑えることができ、工事費の低減が可能となる。</p> <p>これらのことから、議会棟建築工事と屋外通路等建設工事とは、互いに緊密な連携・調整をしながら施工することが必要であり、工期面の制約上、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するには、議会棟建築工事の請負者以外による施工は困難であるほか、同一者とする事で、工事費の低減も見込まれる。</p> <p>よって、本工事を施工することができるのは、議会棟建築工事の請負者である大日本・T S U C H I Y A ・岐建・青協特定建設工事共同企業体以外にはない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。